

事業承継セミナー&相談会

～わが社の事業承継、あなたはいつ始めますか？～

事業承継には、後継者の選定から実際に事業承継を行うまで5～10年かかると言われており、早期かつ計画的な取り組みが大切です。

本セミナーでは、事業承継の第一歩を踏み出すために、具体的な事例を交えながら事業承継の基礎知識、今年度から改正された事業承継税制の活用方法、自社に最適な事業承継の考え方など、分かりやすく説明します。

このような様々な悩みを抱えている経営者の皆様！是非ご参加ください

- ✓ 事業をスムーズに引き継ぎしたい
- ✓ 事業承継計画の作り方を知りたい
- ✓ 後継者問題を解決したい
- ✓ 事業承継・M&Aについて知りたい



中部地区

平成31年

2月14日(木)

13:30～17:00

会場

ホテルセンチュリー静岡
静岡市駿河区南町 18-1

申込締切

平成31年2月4日(月)

西部地区

平成31年

2月19日(火)

13:30～17:00

会場

ホテルクラウンパレス浜松
浜松市中区板屋町 110-17

申込締切

平成31年2月8日(金)

東部地区

平成31年

2月26日(火)

13:30～17:00

会場

沼津リバーサイドホテル
沼津市上土町 100-1

申込締切

平成31年2月15日(金)

定員 各会場 120名(定員になり次第締切)

対象 中小企業の経営者、後継者候補等

第1部 事業承継セミナー

13:30～15:45

(1) 事業承継の基礎知識・計画的な承継の重要性

主な内容：事業承継の必要性、成功事例や失敗事例
講師：静岡県事業引継ぎ支援センター
統括責任者 清水 至亮 氏

(2) 静岡県における事業承継支援

主な内容：事業承継ネットワーク、各種支援施策について
講師：静岡県プッシュ型事業承継支援高度化事業
承継コーディネーター 山崎 真嗣 氏

(3) 事業承継税制・特例承継計画

主な内容：事業承継に係る贈与、相続税の特例措置等
講師：静岡県経済産業部商工業局 経営支援課

第2部 事業承継なんでも個別相談会

要事前予約

15:50～17:00

事業承継への不安や悩みを相談してみませんか？
当日、事業承継の専門家がブースで相談をお受けいたします。ご相談内容は秘密情報として厳重に管理しますので、安心してご相談ください。なお、**人数に限りがございますので、希望される方はお早めにお申し込みください。**

お問い合わせ

静岡県中小企業団体中央会 経営支援課

TEL：054-254-1511 FAX：054-255-0673

〒420-0853 静岡市葵区追手町 44 番地の 1

お申込み

セミナー申込書をFAXでお送りいただくか、この面をPDFにてメールアドレスまでお送りください。また中央会のホームページからもご確認いただけます。

FAX : 054-255-0673

メールアドレス : keiei@siz-sba.or.jp

中央会ホームページ URL <http://www.siz-sba.or.jp/>

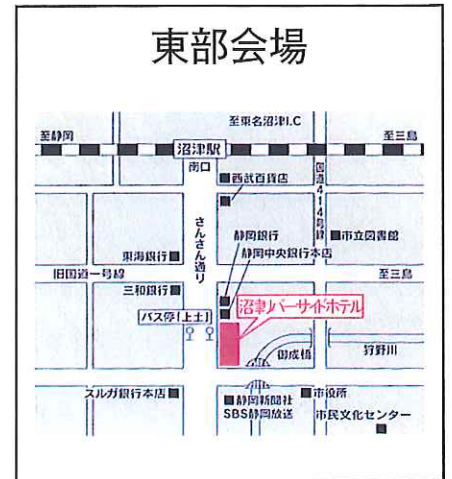
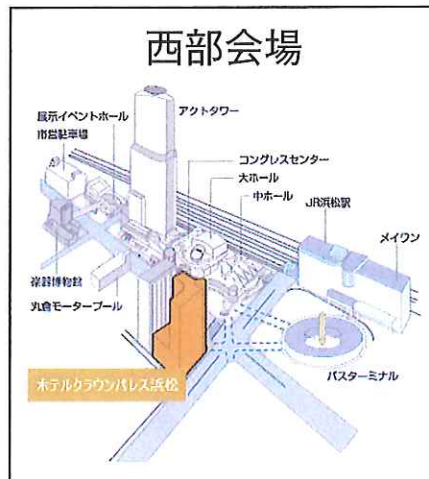


静岡県中小企業団体中央会 経営支援課 行

セミナー申込書 ※必要事項をご記入の上、お送りください

貴社名				業種			
住所							
お名前			役職			年齢	歳
お名前			役職			年齢	歳
連絡先等	※秘密厳守のため、直接ご連絡が可能な連絡先(携帯電話・個人のメールアドレス等)						
参加会場	*参加される会場にチェックを入れてください <input type="checkbox"/> 中部会場 2月14日(木) ホテルセンチュリー静岡 <input type="checkbox"/> 西部会場 2月19日(火) ホテルクラウンパレス浜松 <input type="checkbox"/> 東部会場 2月26日(火) 沼津リバーサイドホテル						
個別相談希望の有無	希望する ・ 希望しない						
相談内容(秘密厳守)	<input type="checkbox"/> 後継者の不在 <input type="checkbox"/> 事業承継の具体的な手順 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 後継者の育成 <input type="checkbox"/> 事業承継計画の策定		<input type="checkbox"/> 税制・財務関係 <input type="checkbox"/> M&Aを検討している		
※個別相談希望者のみ該当する内容にチェックをつけ、簡単に相談内容をご記入ください	内容 []						

ご記入いただきました個人情報は、当セミナー・相談会に関するご案内・ご連絡のために利用し、第三者に開示・提供いたしません。



※会場には無料駐車場をご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。

個人版事業承継税制のポイント

個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする、新しい制度が創設されます。

1 後継者の承継時の税負担をゼロにします。

納税額の全額（100%）が納税猶予されます。

2 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

○土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで。）

○機械・器具備品

（例）工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器 等

○車両・運搬具

○生物（乳牛等、果樹等）

○無形償却資産（特許権等） 等

【工作機械】



【診療機器】



3 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、早め早めの事業承継の準備を応援します。

4 10年間の時限措置です。

2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

【注1】制度を活用するためには、

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

②2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

個人と法人の事業承継税制

個人版事業承継税制（※）

法人版事業承継税制

相続税・贈与税の 納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の 納税猶予制度
10年間の時限措置 (2019年～)	期間	10年間の時限措置 (2018年～)
100%	猶予割合	100%
土地、建物、機械・器具備品等	対象資産	非上場株式
・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件	要件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件

※小規模宅地特例との選択制

法人の事業承継税制の抜本拡充（2018年度実施済み）

1 経営環境変化に対応した減免制度の導入

改正前

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。

現在

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大

改正前

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。

現在

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。

3 雇用要件の抜本的見直し

改正前

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。

現在

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

4 対象者の制限を大幅に緩和

改正前

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。

現在

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用。

内容についてのお問い合わせは、中小企業庁財務課（03-3501-5803）まで